

次のとおり一般競争入札を行います。

令和7年6月13日

湯河原町長 内 藤 喜 文

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 令和7年度町道中央17号線外配水管布設工事
令和7年度人孔鉄蓋補修（その2）
令和7年度町内道路舗装改修（その2）工事
- (2) 工事概要 ア 令和7年度町道中央17号線外配水管布設工事
工事延長 $L=195.2\text{m}$
配水管布設工（ポリエチレン管 $\phi 50$ ） $L=187\text{m}$
給水管布設工 $N=8$ 箇所
※本工事は週休2日制確保モデル工事（発注者指定型）として発注する
ものです。
イ 令和7年度人孔鉄蓋補修（その2）
鉄蓋交換 $N=6$ 箇所
ウ 令和7年度町内道路舗装改修（その2）工事
工事延長 $L=105.8\text{m}$ 幅員 $W=2.35\text{m}$
表層工（再生密粒度13、 $t=5\text{cm}$ ） $A=254\text{m}^2$
- (3) 工事箇所 湯河原町中央地内
- (4) 現場説明 なし
- (5) 工 期 等 契約締結の日から令和7年10月31日まで

2 入札参加資格に関する事項

(1) 参加資格要件

- ア 湯河原町競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ウ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条の規定による指示又は営業停止命令を受けていない者であること。
- エ 湯河原町が措置する指名停止の期間中でないこと。
- オ 事業税並びに消費税及び地方消費税、町税等の滞納がない者であること。
- カ 有効な経営事項審査結果通知を受けている者であること。
- キ 発注工種に係る建設業法第26条の技術者を配置できる者であること。
- ク 2年以内に手形交換所の取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定後、改めて湯河原町の競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。
- ケ 6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定後、改めて湯河原町の競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。
- コ 債務の不履行により、所有する資産に対し、仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競売手続の開始決定を受けている者でないこと。
- サ 本件が技術者を専任で配置しなければならない工事（請負金額（税込み）が4,000万円以上（建築一式工事は8,000万円以上））の場合、本件工事に専任で配置できる技術者を有していること。

なお、専任を要する場合は、

- (ア) 開札日以前3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者であること。
- (イ) 開札予定日に他の工事に従事していないこと。（工場製作期間がある工事を除く。）

- (り) 営業所の専任技術者でないこと。
- シ 湯河原町暴力団排除条例（平成23年湯河原町条例第13号）第2条第2号から第5号までに該当しない者であること。なお、契約締結後に該当することが判明した場合は当該契約を解除する。
- ス 役員等（入札に参加をしようとする者が個人である場合にはその者を、法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人において業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。））又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有していないこと。なお、契約締結後に該当することが判明した場合は当該契約を解除する。
- セ 工事費内訳書（入札金額を積算したもの）を提出できるものであること。
- ソ 本件入札は、電子入札システムより執行しますので、有効なICカードを所有し利用者登録をしているものであること。

(2) 共同企業体に関する要件

- ア この工事は、共同企業体による共同施工方式とします。
- イ 共同企業体の構成員数は、2者とします。
- ウ 共同企業体の構成員の組合せは、代表構成員の資格を満たす者と構成員の資格要件を満たす者の組合せとします。
- エ 共同企業体の結成方法
 - (ア) 共同企業体の結成は、前号及び次号の要件を満たす者の自由意思に委ねる自由結成方式とします。
 - (イ) 代表構成員並びに構成員は、当該工事に係る入札において同時に、2以上の共同企業体の構成員になることはできません。
 - (ウ) 代表構成員及び構成員の両方の参加資格を有する場合は、代表構成員の資格を有するものとし、構成員になることはできません。
- オ 共同企業体の出資比率
 - (ア) 代表構成員の出資比率は、当該共同企業体の総出資額の100分の58とします。
 - (イ) 構成員の出資比率は、当該共同企業体の総出資額の100分の42とします。

(3) 共同企業体の構成員の資格要件

共同企業体の資格要件は、次のとおりとします。

- ア 共同企業体の代表構成員
 - (ア) 建設業法第3条第1項の規定により「水道施設」につき建設業の許可を受けた者であること。
 - (イ) 湯河原町競争入札参加資格者名簿において、営業種目として「水道施設」の希望順位が「1位」又は「2位」で登録されている者で、「C」又は「D」等級に区分されており、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けている者であること。
- イ 共同企業体の構成員
 - (ア) 湯河原町、真鶴町及び箱根町に本店又は支店を有する者であること。
 - (イ) 湯河原町指定給水装置工事事業者の指定を受けている者であること。
- イ 共同企業体の構成員
 - (ア) 建設業法第3条第1項の規定により、「土木一式」につき建設業の許可を受けた者であること。
 - (イ) 湯河原町競争入札参加資格者名簿において、営業種目として「土木一式」の希望順位が「1位」又は「2位」で登録されている者で、「B」又は「C、D」等級に区分されており、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けている者であること。
 - (ウ) 湯河原町に本店又は支店を有する者であること。
- (4) 共同企業体による入札に参加しようとする者は、当該共同企業体の構成員については、それぞれ構成員としての資格要件を、共同企業体については、共同企業体に関する要件を満たしていることを要します。

3 共同企業体による入札参加資格申請

共同企業体を結成し、入札に参加しようとする者は、あらかじめ共同企業体の入札参加資格の有無について申請し、発注者の確認を受けることを要します。

(1) 入札参加資格審査の申請に必要な書類

- ア 共同企業体承認願
- イ 代表構成員への他構成員の委任状
- ウ 共同企業体一般競争入札参加願
- エ 配置予定の技術者
- オ 配置予定主任技術者の資格者証の写し、経歴。同種の工事の経験等を記載したもの。
社員証の写し若しくは、保険証等の写し。
- カ 共同企業体協定書

(2) 入札参加資格等の申請書の提出期間及び場所

- ア 提出期間 令和7年6月13日（金）9時から同年6月20日（金）正午まで
- イ 提出場所 湯河原町役場総務課
- ウ 提出方法 書類は持参により提出してください。郵送は認めません。
なお、代表構成員の方は、かながわ電子入札共同システムの電子入札システムにおいても「競争参加資格確認申請書」を提出してください。
- エ 入札参加資格審査の申請に必要な書類の配布場所 湯河原町役場総務課

4 入札参加資格審査結果

- (1) 入札参加資格の決定は、令和7年6月24日（火）正午までに電子入札システムで「競争参加資格確認通知書」の発行により行います。
- (2) 入札参加資格の決定後、入札参加資格を有するとの決定を受けた共同企業体が、「2 入札参加資格に関する事項」の要件のうちいずれか一つでも満たさなくなったときは、入札に参加することができません。
- (3) 入札参加資格決定後の構成員の変更は認めません。

5 入札及び開札の期日

- (1) 入札書提出期間 令和7年7月4日（金）8時30分から同月7日（月）17時まで
入札書の再提出はできません。事前に必ず質問の回答を確認してください。
- (2) 開札予定日時 令和7年7月8日（火）10時00分（予定）

6 設計図書

設計図書（設計書・仕様書）は無料です。また、総務課窓口での配布ありません。競争参加資格「有」の方を対象とし、電子入札システムによる競争参加資格確認通知書に添付します。

7 質問書

令和7年6月30日（月）正午までに質問書（別紙1）の様式に記載の上、FAXで送付してください。FAX番号は、0465-63-4194です。なお、質問がない場合の連絡は不要です。
回答は、電子入札システムの質問回答機能を使用して入札開始日の前日までに行います。質問しなかった方も必ず確認してください。

8 入札方法等

- (1) 電子入札システムで行います。
- (2) 入札金額は、入札参加者が消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額（消費税及び地方消費税抜きの金額）とします。
契約金額は、入札金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。
- (3) 一度提出した入札書の引換え、変更又は取消しすることはできません。入札書を提出する際は、件名、金額等を十分確認し提出してください。
- (4) 再入札については、2回まで行います。日程については、原則、開札日当日となりますが、詳細は電子入札システムにより通知する再入札通知書により必ずご確認ください。

なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は2回目の入札に参加することができません。（2回目以降も同様）

再入札の日程は変更となる場合がありますので、電子入札システムにより通知する再入札通知書により必ずご確認ください。

- (5) 同額の落札価格が複数存在する場合は、電子くじを実施し、落札者を決定しますので、くじ番号を入力してください。
- (6) 同一開札日の電子入札案件で参加条件を満たす案件については、技術者の状況に係わらず制限なく参加申込できます。配置する技術者が不足する恐れがある場合は、入札書提出期限までに入札辞退届（別紙2）を湯河原町役場総務課に提出してください。

開札予定時間の早い案件から順に落札決定し、届出の契約希望件数（専任の技術者の配置が必要な案件については専任の技術者配置可能件数）まで落札したら、以後の案件は辞退として扱います。なお、辞退する案件を指定することはできません。

ただし、再度入札になった案件は、当初の開札予定時間に係わらず、辞退扱いになることがありますので、ご了承ください。

- (7) 落札した案件について入札金額の錯誤、技術者が配置できない等の理由で、契約辞退をすると不誠実な行為として指名停止措置になりますので、十分ご注意ください。
- (8) 入札に参加しない場合は、電子入札システムにより辞退届を提出してください。未提出の場合は、不着（無断欠席）の扱いになります。なお、無断欠席した者には、ペナルティーを科す場合があります。

9 最低制限価格 なし

10 入札保証金

湯河原町契約規則（昭和39年湯河原町規則第13号）第7条第3項第2号の規定により免除
入札保証金の納付を免除された者が、落札したにもかかわらず契約を締結しなかったときは、落札金額（単価による契約にあっては、予定数量に単価を乗じて得た額）の100分の5に相当する額を損害金として町に納付する義務を負います。

11 契約保証金

契約金額が1件100万円以上のものは、契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として預かります。ただし、湯河原町を被保険者とする履行保証保険に加入の場合等、湯河原町契約規則第39条各号に該当する場合は免除します。

12 前金払

湯河原町公共工事の前払金に関する規則（昭和48年湯河原町規則第4号）第2条第1項の規定により、契約金額が1件300万円以上のものに限り、必要と認めるものについては、5,000万円を限度として、当該契約金額の4割を超えない範囲において前金払いすることができます。前金払の申請は、町指定の様式に公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第3条の規定による登録を受けた保証事業会社の保証証書を添えて提出してください。

また、同規則第2条第2項の規定により前金払をした工事であって、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、2,500万円を限度として当該契約金額の2割を超えない範囲において請負人に既にした前金払に追加して中間前金払をすることができます。

13 部分払

契約金額が1件1,000万円以上のものに限り、部分払（1回以内）をすることができます。

14 火災保険付保険の要否 否

15 下請届出書

落札者は、請負工事の一部を下請人にて施工する場合「請負工事一部下請届出書」を提出してください。

16 落札者の決定

入札辞退届（別紙2）を考慮のうえ、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。ただし、最低制限価格を設定している場合は、最低制限価格未満の価格による入札は失格とします。

なお、落札者が契約締結までに「2 入札参加資格に関する事項」の要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しません。

17 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とします。この場合、町は一切の賠償の責を負わないものとします。

- (1) 「2 入札参加資格に関する事項」の要件を満たさない者が行った入札
- (2) 共同企業体一般競争入札参加資格の確認申請に必要な書類について、虚偽の記載をした者が行った入札
- (3) 入札に関する条件に違反した入札及び契約締結前に談合情報があり、調査の結果、談合の事実があったと認められた場合
- (4) 設計図書を取りに来ていない者が行った入札
- (5) 開札した後であっても、契約が地方自治法第234条第5項の規定により確定する前に、発注者による入札執行手続の誤り又は入札案件説明書、設計図書、仕様書等の誤りが原因で、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を無効とすることがあります。

18 落札者の提出書類

落札者として連絡を受けた者は、翌日（閉庁日を除く）の17時15分までに次の書類を湯河原町役場総務課宛に持参又は郵送してください。

- (1) 工事費内訳書（落札した入札金額を積算したもの）
本工事費内訳書、内訳書
- (2) 建設業許可に係る営業所専任技術者を確認できる書類（建設業許可申請書及び専任技術者証明書（共に副本）の写し
- (3) 技術者の配置が必要な場合は次の書類
 - ア 配置予定技術者届（落札金額により専任又は非専任）
開札日以前に直接的かつ恒常的な3か月以上の雇用関係にあることが確認できる書類
（例）監理技術者資格証、健康保険被保険者証又は市町村が作成する住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書等の写し
 - イ 監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し
（監理技術者講習修了証の写しは、平成16年2月29日以前に監理技術者資格者証の交付を受けた場合は不要です。）
 - ウ 主任技術者の場合は、資格を証明できる書類の写し（技術検定合格証明書等）
- (4) リサイクル法の届が必要な場合
説明書、届出書、別表（1～3の該当するもの）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条に基づく書面及び工事工程表

様式については次のアドレスからダウンロードできます。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4071/p330508.html>

19 契約書の作成

契約の締結には、契約書の作成を要します。

契約書は、前項の提出書類の提出後に作成しますので、準備が整いましたらご連絡します。ただし、当該工事が建設リサイクル法の適用を受ける場合、契約書は、再資源化等に関する県知事への通知後に作成します。なお、契約書の作成に要する費用は落札者の負担とします。

20 その他

- (1) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為がないよう充分注意してください。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがあります。
- (2) ICカード等の不具合等により電子入札ができない場合は、入札書提出締切最終日の午前中までにご連絡ください。

- (3) 公正に入札を執行できないと認められる場合、又はそのおそれがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。
- (4) 落札者が決定通知のあった日から7日以内に当該契約を締結しない場合は、その落札は効力を失います。
- (5) 「かながわ電子入札共同システム」に障害が発生した場合は、入札を中止することがあります。障害が発生した場合は、湯河原町役場総務課までお問い合わせください。
- (6) 前各項に定めるもののほか、この入札に関することは、湯河原町契約規則に定めるところによります。

21 入札に関する問合せ

〒259-0392 神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1

湯河原町役場 総務課行政・文書係 担当：佐藤 圭

TEL 0465-63-2111 内線287 FAX 0465-63-4194

質 問 書

令和 年 月 日

湯河原町長 内 藤 喜 文 様

名 称

令和 7 年度町道中央17号線外配水管布設工事
件 名 : 令和 7 年度人孔鉄蓋補修 (その 2)
令和 7 年度町内道路舗装改修 (その 2) 工事

下記の質問事項にご回答くださるようお願いいたします。

番 号	質 問 事 項

令和 年 月 日

湯河原町長 内 藤 喜 文 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

入 札 辞 退 届

令和 年 月 日開札の電子入札案件について、落札案件数が契約希望件数（専任の技術者の配置が必要な案件については専任の技術者配置可能件数）になったときは、それ以後開札される案件については都合により辞退します。

契約希望件数	件
(専任の技術者配置可能件数)	(件)

- ※ この入札辞退届は、入札書提出期限までに提出してください。期限を過ぎた場合は受付できませんので、ご注意ください。
- ※ この入札辞退届提出後、契約希望件数及び専任の技術者配置可能件数が変わる場合は直ちに新たな入札辞退届を提出してください。その場合も入札書提出期限を過ぎた場合は受付できません。
- ※ 開札予定時間の早い案件から順に落札決定し、届出の希望件数（専任の技術者の配置が必要な案件については専任の技術者配置可能件数）まで落札したら、以後の案件は辞退とします。なお、辞退する案件を指定することはできません。
ただし、再度入札になった案件は、当初の開札予定時間に係わらず辞退になることがありますので、ご了承ください。
- ※ 入札辞退届を提出しないで、落札した案件について技術者が配置できない等の理由で、契約辞退をすると不誠実な行為として指名停止措置になりますので、十分ご注意ください。